

延岡市道路反射鏡整備基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が整備する道路反射鏡に関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、市民及び交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路反射鏡 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定する他の車両又は歩行者を確認するための鏡をいう。
- (2) 道路 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。
- (3) 市道 道路法第8条第1項に規定する道路をいう。
- (4) 車両 道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
- (5) 市有地道路 道路法の適用を受けず、かつ、一般の公共の用に供されている道路であって、本市が管理しているものをいう。
- (6) 私道 道路法の適用を受けない私有地の道路をいう。

(設置条件)

第3条 市長は、次に掲げるいずれかに該当する場合であって、かつ、交通状況、交通量その他の状況を総合的に勘案して必要と認めるときは、道路反射鏡を設置するものとする。

- (1) 道路及び市有地道路(以下「管理市道等」という。)の交差点において、左右の見通しのきかない場合
- (2) 公共性があり、通り抜けのできる私道であって、地区外の不特定多数の車両等の利用が確認でき、かつ、管理市道等と私道が交差する交差点において、左右の見通しのきかない場合
- (3) 道路の屈曲部で見通しのきかない場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、その他市長が特に必要と認める場合

(設置場所等)

第4条 道路反射鏡を設置できる場所は、車両、歩行者等に支障がない場所であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が所有し、又は管理する土地（以下「公有地」という。）
- (2) 私有地（無償で利用できるものに限る。）
- (3) その他市長が必要と認める場所

(設置要望)

第5条 道路反射鏡の設置を要望する者は、設置を要望する場所を管理する自治会（以下「要望自治会」という。）の代表者による道路反射鏡設置要望書（様式第1号。以下「要望書」という。）を市長に提出して要望するものとする。

- 2 私有地に道路反射鏡の設置を要望する自治会の代表者は、要望書に道路反射鏡設置承諾書（様式第2号）及び道路反射鏡維持管理承諾書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 3 複数の場所に道路反射鏡の設置を要望する場合は、要望箇所ごとに第1項又は前項に規定する書類を市長に提出するものとする。

(現地調査及び要望回答)

第6条 市長は、前条の規定による要望書の提出があったときは、現地調査を行うものとする。

- 2 市長は、現地調査により道路反射鏡の設置の可否を判断し、要望自治会の代表者に道路反射鏡設置要望回答書(様式第4号)により回答を行うものとする。

(道路反射鏡の設置)

第7条 市長は、第5条の規定による要望書の提出があったときは、同条第1項又は第2項に規定する書類が提出されており、第3条及び第4条で定める要件を満たすと認める場合に限り、設置するものとする。

(道路反射鏡の維持管理)

第8条 市長は、公有地に道路反射鏡を設置したときは、当該道路反射鏡の維持管理を行うものとする。

- 2 民有地に道路反射鏡の設置を受けた要望自治会は、設置された道路反射鏡の維持管理を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事故等で原因者が不明の場合及び災害等により道路反射鏡が破損又は滅失した場合において、当該道路反射鏡の修繕、再設置等に係る費用は、要望自治会の代表者と市長との協議のうえ決定するものとする。

(撤去及び移設)

第9条 市長は、設置した道路反射鏡が道路環境の変化等により整備基準に該当しないと認めるときは、当該道路反射鏡の維持管理をする者(以下「管理者」という)に道路反射鏡の撤去を指示することができるものとする。

- 2 公有地の道路反射鏡の移設撤去を希望する者は、管理者及び当該公有地を管理する者の承認を得て、移設撤去を希望する者の費用負担により移設撤去を行うことができる。
- 3 民有地の道路反射鏡の移設撤去を希望する者は、道路反射鏡移設撤去申請書(様式第5号)を市長に提出し、管理者が確認した後に、移設撤去を希望する者の費用負担により移設撤去を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。